

令和6年度 第1回天王寺区教育会議 次第

日時：令和6年9月27日(金)19時～

場所：天王寺区役所 講堂

1 開会（区長あいさつ）

2 議題（天王寺区の教育に関する取組について）

- (1) 学校教育の支援（学力・教育環境向上の取組）
- (2) 社会教育関連の取組

3 その他

4 閉会

【配付資料】

- ・天王寺区教育会議委員名簿（令和6年8月1日現在）〔裏面〕
- ・天王寺区教育会議について
- ・天王寺区の教育に関する取組について
- ・〔参考〕天王寺区教育会議開催要綱

天王寺区教育会議委員名簿

令和6年8月1日現在

学校名等	氏名	所属団体・役職等	選定日（1期目）	備考
天王寺中学校	米川 明	同校学校協議会（同校PTA会長）	令和6年8月1日	
夕陽丘中学校	井澤 尚弘	同校学校協議会（同校PTA会長）	令和6年8月1日	
高津中学校	芳山 智子	同校学校協議会（同校元PTA会長）	令和4年8月1日	再任
真田山小学校	西川 佳人	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和6年8月1日	
味原小学校	宮里 拓実	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和5年8月1日	再任
桃陽小学校	谷向 真人	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和5年8月1日	
五条小学校	田原 裕之	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和5年8月1日	再任
聖和小学校	高岡 勇	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和4年11月1日	再任
大江小学校	三山 真司	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和6年8月1日	
生魂小学校	新發田 恵司	同校学校協議会（同校前PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和3年8月1日	再任
天王寺小学校	鳥山 真吾	同校学校協議会（同校PTA会長・はぐくみコーディネーター）	令和6年8月1日	
五条幼稚園	西島 泰彦	同園学校協議会（同園PTA会長）	令和6年8月1日	
真田山幼稚園	友田 明人	同園学校協議会（同園PTA会長）	令和6年8月1日	
味原幼稚園	鈴木 貴大	同園学校協議会（同園PTA会長）	令和6年8月1日	
大江幼稚園	小寺 貴雄	同園学校協議会（同園PTA会長）	令和6年8月1日	
生魂幼稚園	木戸脇 綾子	同園学校協議会（同園PTA会計）	令和6年8月1日	
区政会議 子育て・教育班	池田 健太	区青少年指導員連絡協議会	令和5年12月11日	
	大野 加寿子	真田山地域活動協議会	令和3年12月21日	再任
	岡崎 富彦	公募委員	令和3年12月21日	再任
	栗谷 信之	天王寺連合地域活動協議会	令和5年12月11日	
	佐藤 和代	味原地域総括会	令和5年12月11日	
	平嶋 正	公募委員	令和5年12月11日	
	平田 重子	区母と子の共励会	令和3年12月21日	再任
	山田 英樹	公募委員	令和5年12月11日	
	吉田 有香	聖和まちづくり協議会	令和5年12月11日	

天王寺区教育会議について

【目的】

各区における分権型教育行政の推進にあたり、区担当教育次長（区長）が、教育に関する取組のモニタリング（状況把握・評価等）とその状況に応じたサポートに資するよう、保護者・地域住民等の多様な意見・ニーズをくみとることを目的とする。

⇒ 保護者・地域住民との「天王寺区教育会議」を開催（平成27年度～）

【概要】

○委員数

25人程度（幼稚園、小・中学校の学校協議会委員[保護者・地域住民]各校1名、区政会議[子育て・教育班]委員）

○開催回数

年2回

○主に意見を聴取する内容

第1回（9月）：教育施策に関する方向性についての意見聴取

第2回（3月）：　〃　実績・成果について説明、及び意見聴取

【当区の考え方】

区民の方々から子育て・教育に関し、ご意見を聴取しながら子どもの育成につながる事業を企画・実施し、また学校教育に関しては、学校での取組を尊重しつつ、分権型教育行政の観点からサポートを行うことにより、子どもたちの学校教育・学校外の社会教育の環境を整備し、「世界に通じる文教『都市』」をめざした人材育成の取組を推進する。

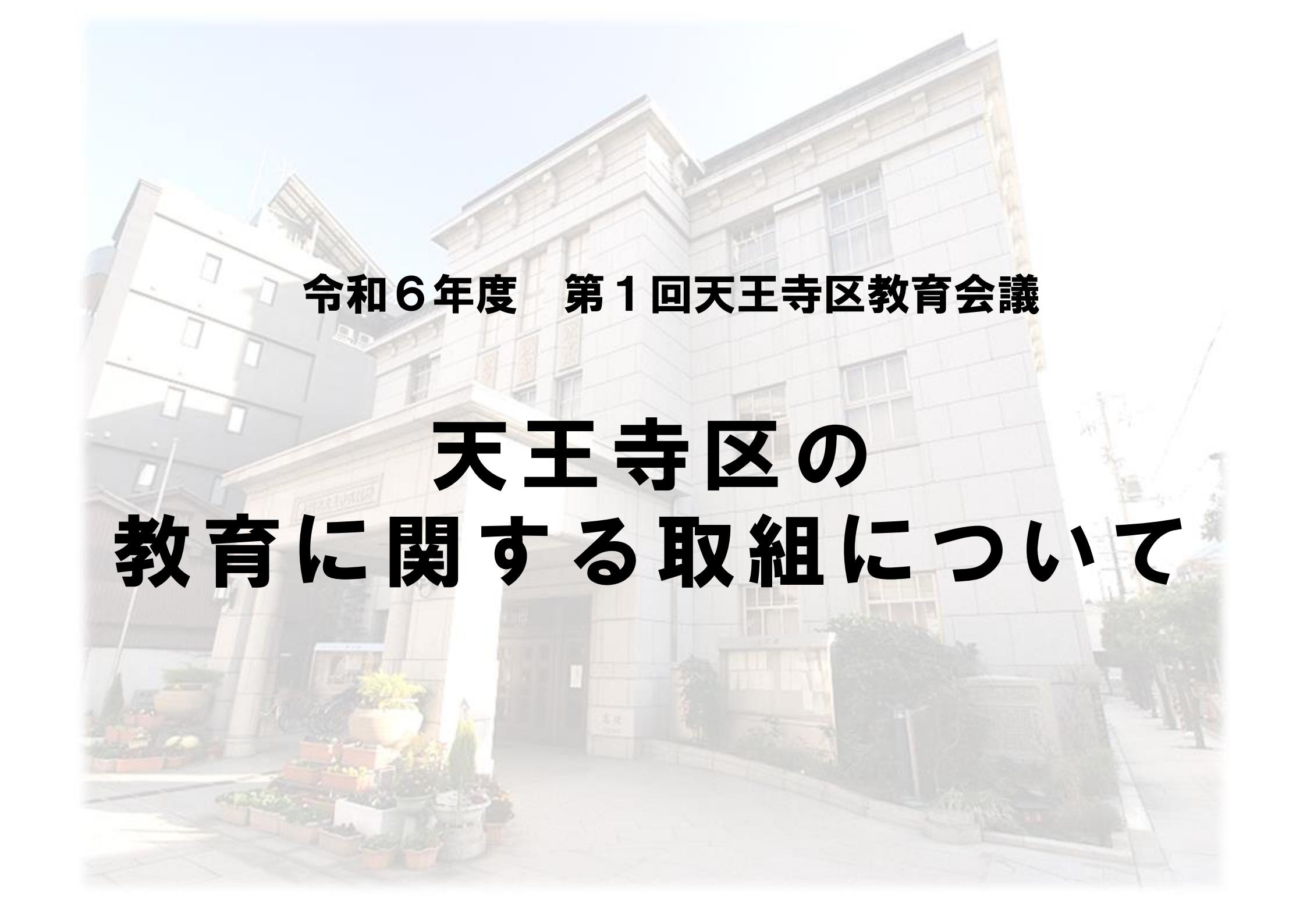
【教育会議で意見を聴取する項目】

天王寺区における教育に関する取組について

- 学校教育の支援（学力・教育環境向上の取組）
- 社会教育関連の取組

*これまでの主な改善点

- ・民間事業者を活用した学習支援事業の対象を小学生に拡充。
- ・校園等における外国語サポーターの導入



令和6年度 第1回天王寺区教育会議

**天王寺区の
教育に関する取組について**

天王寺区の教育に関する取組について

(1) 学校教育の支援（学力・教育環境向上の取組）

- ① 校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）
- ② こどもサポートネット事業
- ③ スクールカウンセラー事業
- ④ 学校図書館の活用
- ⑤ 校園等における外国語サポート導入による支援

(2) 社会教育関連の取組

- ① 天王寺区「小学生多文化理解事業」
- ② 天王寺区ジュニアクラブ事業
- ③ こどもの居場所等における学び・生活サポート事業
- ④ 民間事業者を活用した中学生学習支援事業
- ⑤ 防災教育の取組

校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠) (6年度予算 290万円 (5年度 290万円))

1 目的

分権型教育行政を施策面でも推進するため、平成28年(2016年)度から区長（区担当教育次長）が事業を企画・立案して執行できる「校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）」を設け、学校のニーズを踏まえた施策を各区で実施する

2 実施概要（当区の取組）

学校が掲げる教育目標の中から区が重視する施策分野において、学校連携による取組を行うことのほか、各学校が自校の特色・課題を反映させた取組を実施する。

○ 6年度の取組

➢ 学校連携による人材育成事業【学校連携】

- ・天王寺区小学校体験交流会（5年生）

区内8小学校の5年生児童を対象に、各中学校区別に天王寺動物園にて開催



➢ 外部指導者等招聘事業（授業・部活動への外部講師の招聘）

- ・プロ奏者による吹奏楽指導（高津中、6・7月）
- ・外部講師による日本文化体験（夕陽丘中 9月）



➢ 学校教育環境向上事業（ＩＣＴ教育の充実、学力・体力向上等環境整備）

- ・大型テレビの購入（真田山小、味原小、天王寺小）、体力向上用品の購入（桃陽小、生魂小）
- ・学力向上用品の購入（大江小）

➢ 中学校キャリア教育の支援事業（学校への外部講師の招聘）

- ・これまで区役所で実施してきたインターンシップ先やテンサポ（天王寺区サポート制度）登録事業者より、学校が行う職業講話の講師を派遣（天王寺中 6月）

3 目標・達成状況

- ・目標：学校、地域の実情に応じた教育が行われたと感じる教育会議委員 80%以上
- ・実績：5年度 94% 4年度 100%

4 次年度以降の考え方

今後も学校ニーズを把握しながら、学校の特色づくりや課題解決に向けた取組を実施し、教育活動を支援していく

こどもサポートネット事業 (教育委員会事務局、こども青少年局事業) (6年度予算 968万円 (5年度 849万円))

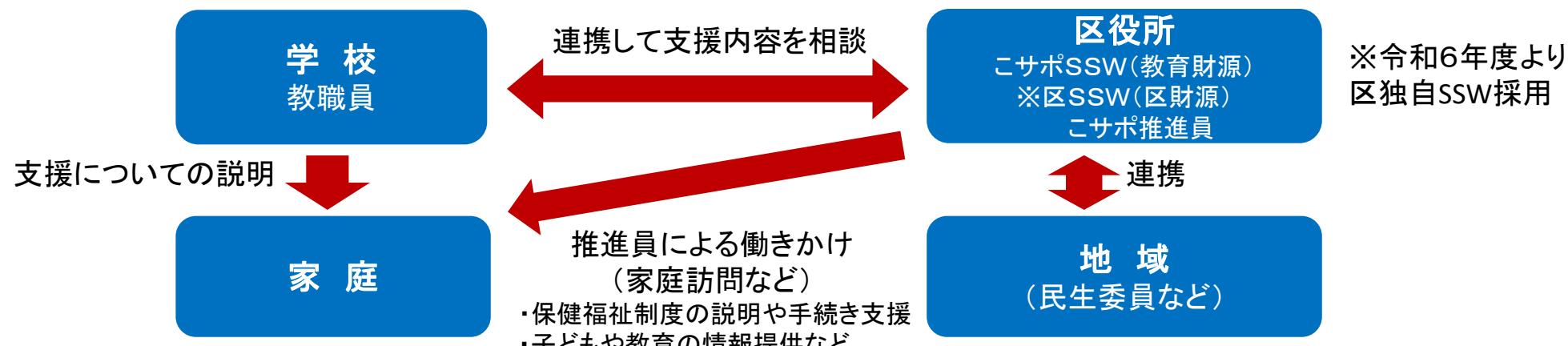
1 目的

課題を抱えた子どもや子育て世帯を小・中学校において発見し、学校と区役所が連携して教育的な支援、保健福祉の支援制度や地域資源等の適切な支援につなぎ、子どもと子育て世帯を社会全体で総合的に支援する

2 実施概要

子どもたちの学校生活の様子を通して、学校とスクールソーシャルワーカー(SSW)や保健福祉分野の支援をよく知る区役所職員(こどもサポート推進員)が連携して話し合い、その児童生徒や世帯が利用できる制度を紹介したり、手続きの手伝いを行う

【こどもサポートネットの流れ】



※令和6年度より
区独自SSW採用

3 支援実績等 [7月末現在]

- ・学校と区役所との会議、ケース数 11校15回、90件 (5年度 11校35回、76件)

4 学校からの主な意見

- ・学校と区役所との会議実施により、担任がひとりで抱え込むことなく支援を行うことができた。活用できる福祉制度を知ったことで福祉サービスの利用を学校から提案することもできた。
- ・こどもサポート推進員の定期的な家庭訪問などを通じて面談してもらえることで、子どもや保護者の安定にもつながり助かっている。

5 次年度以降の方向性

SSW (計3名)を中心、ヤングケアラーを含め手厚い支援を行う。またこどもサポート推進員による学校訪問を増やす中で、学校との会議を定期的に開催し、地域や関係機関と連携し、子どもやその世帯が抱える課題・問題の解決に向け適切な支援につなげる。

スクールカウンセラー事業（こども青少年局事業）（6年度予算 1,696万円（5年度 1,641万円））

1 目的

いじめ・不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決

2 実施概要

小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、地域内の幼児から高校生までの本人・保護者等へのカウンセリングを行う

3 スクールカウンセラーについて

業務内容：不登校・いじめ等における心理に係る専門的知識・経験に基づく相談業務

勤務時間：午前10時～午後4時45分（6時間）（年間35週） 相談時間：1回1時間以内

申込方法：中学校保護者・生徒は当該中学校に、他の学校園の保護者・児童は在籍学校園を通じて校下中学校に申込み
(学校園を経由した申込みを希望しない場合は教育相談窓口へ電話することもできる)

4 相談実績等

相談回数 5年度 相談回数 1,502件

4年度 相談回数 1,286件

➤ 配置状況：天王寺中（火曜、水曜）、天王寺小（金曜）、聖和小（火曜）、大江小（木曜）
夕陽丘中（月曜、木曜）、五条小（火曜）、生魂小（水曜）、桃陽小（金曜）
高津中（火曜、木曜）、味原小（木曜）、真田山小（火曜）

5 学校からの主な意見

- ・カウンセリング及び空き時間は教室を回って児童の様子を見てもらっている
- ・保護者にもカウンセリングを受けてもらっている。カウンセリング後の教員への状況報告も丁寧にしてくれている

6 次年度以降の方向性

- ・学校における活用状況を把握しながら、引き続き実施していく。

学校図書館の活用 (教育委員会事務局事業) (6年度予算(24区) 3億1,298万円(5年度予算(24区) 2億7,394万円))

1 目的

児童生徒の読書意欲の醸成、読書習慣の確立のため児童生徒の読書活動を推進する魅力ある学校図書館づくりを行い、子どもたちが主体的に、より身近に本に親しむことをめざす。授業をはじめ、教育活動において学校図書館を一層活用することで、子どもの言語能力をはじめ学力向上を実現する。

2 実施概要

学校図書館補助員を配置し(平成27年10月～)、学校図書館の開館回数の増及び魅力ある学校図書館づくりを行う
令和4年4月～学校図書館補助員にかえて「学校司書」「主幹学校司書」を配置

3 学校司書について

職務内容：1人あたり2～3校を担当し、学校図書館の開館、貸出業務、環境整備等を行う
(コーディネーター(中央図書館勤務)が適宜学校を巡回)

勤務時間：学校司書1日6時間(各校週1～2日)、主幹学校司書(1校専任週4日)

4 当区の状況について

(1) 学校図書館貸出冊数(児童生徒1人当たりの年間貸出冊数)

小学校：29.0冊(5年度) 31.5冊(4年度)、中学校：2.5冊(5年度) 2.8冊(4年度)

(2) 「学校図書館やその蔵書を活用した授業を計画的に行いましたか」に対して、「週に1回程度、または、それ以上行った」

又は「月に数回程度行った」と回答する学級担任の割合【本市調査大阪市小学校学力経年調査】(調査は小学校のみ)

小学校：73.6%(5年度) 69.6%(4年度)

(3) 主幹学校司書・学校司書配置 ※当区は主幹学校司書を桃陽小学校に配置、5名の学校司書が交代で10校に勤務している

主幹学校司書(桃陽小(月)～(木))

学校司書①(真田山小(木)(金)・高津中(火))、学校司書②(味原小(木)・天王寺中(金))、

学校司書③(五条小(火)(金))、学校司書④(聖和小(木)・生魂小(火)・夕陽丘中(水))、学校司書⑤(大江小(火)・天王寺小(木))

(4) 活動事例

季節やテーマに合わせた展示の実施、読み聞かせの実施、蔵書管理の電算化など

5 次年度以降の方向性

コーディネーターと連携を深め、主幹学校司書及び学校司書を中心に、児童生徒がより図書に親しめる学校図書館づくりをすすめる



校園等における外国語サポーター導入による支援 (6年度新規事業 予算 90万円)

1 目的

区内の市立保育所・幼稚園・小学校・中学校等において、外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒及びその保護者への対応における言語面の支援による校園等の教育環境の向上

2 実施概要

外国語による意思疎通が可能な有償ボランティアによる以下の支援

- ・外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒の保護者への相談対応
- ・外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒の授業中、保育中、休憩時間における言語面の支援

※現在登録しているボランティアは、当課の事業である多文化理解事業で講師として派遣している外国出身の方などを登録している。

3 サポーター派遣状況等[7月末現在]

- (1) 夕陽丘中学校 のべ9名派遣、9回開催
- (2) 大江小学校 のべ4名派遣、4回開催
- (3) 五条小学校 のべ14名派遣、14回開催
- (4) 大江幼稚園 のべ1名派遣、1回開催
- (5) 五条幼稚園 のべ4名派遣、4回開催
- (6) 味原幼稚園 のべ2名派遣、2回開催
- (7) 真田山幼稚園 のべ2名派遣、2回開催

4 今後の方向性

外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒の編入状況を注視し、対応を検討していく。

外國にルーツを持つ方々の 「通訳ボランティア」(有償)を 募集します☆

現在、天王寺区内の学校園では、新たに来日した外國にルーツをもつ子どもたちが増えています。彼たちは、彼女たちの中には、日本語を十分理解できないために孤立してしまったり、さらには役所や学校園等の担当者と保護者間においてのコミュニケーションがうまくいかず、日常的なお困りごとの解決が遅れてしまうといったことが、少なくありません。外國語・日本語ができる方は、通訳として活動してみませんか？特に中国語のニーズが高いので、中国語ができる方のご応募をお待ちしております。

条件：外國語（特に中国語）・日本語ができる方。
18歳以上（高校生不可）で、園児・児童・生徒・保護者との
通訳に意欲的に関わっていただける方



活動場所：天王寺区内の学校園及び天王寺区役所等

活動日・時間：月曜日～金曜日（学校園の行事等）

活動時間：各回1～2時間程度（回数や時間についてはご相談ください）

報酬等：活動1時間あたり1,100円 交通費支給（区が保険に加入します）

申込方法：「外國語サポーター登録申請書兼口座振替申出書」により
お申し込みください

※ 活動場所・時間についてはご登録後に相談します。この申し込みは、
活動を確約するものではありませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先：〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号
3階33番窓口 天王寺区役所市民協働課（教育文化）
電話：06-6774-9743
EMAIL: ti0017@city.osaka.lg.jp

天王寺区「小学生多文化理解事業」【対象:小学生】(6年度予算 14万円 (5年度 19万円))

1 目的

来日された各国の方を講師に招き、外国の遊びや簡単なあいさつなどの会話を通じて交流を楽しみながら、多文化理解を深める機会を提供

2 実施概要 (今年度実施分)

対 象：天王寺小学校 4年生 (30人×3クラス)

聖和小学校 2年生 (30人×3クラス)

生魂小学校 3年生 (20人×2クラス)

生魂小学校 5年生 (25人×2クラス)

場 所：各学級の教室、講堂

日 程：天王寺小（4年生）10月18日(金) 9:45～12:30

聖和小（2年生）10月17日(木) 9:40～12:20

生魂小（3年生）10月22日(火) 9:40～11:25

生魂小（5年生）10月 8 日(火) 9:40～11:25



3 目標・達成状況

・目標：参加児童へのアンケートにおいて肯定的な回答（満足度）の割合 70%以上

・実績：（令和5年度・2校で実施） 3年生：100%、4年生：98%、5年生：97%

「日本と外国の違いをもっと知りたい」「日本と文化が違って不思議だった」

（令和4年度・1校で実施） 3年生：100%、5年生：96%

4 次年度以降の方向性

さらに多くの小学校で実施できるよう、今年度の実施状況を各校と共有し、学習機会の増加に努める。

天王寺区ジュニアクラブ事業 【対象:小学4年生～高校生】(6年度予算 27万円 (5年度 24万円))

1 目的

「やさしく思いやりのある青少年の健全育成」とともに「将来の地域活動を担う人材の育成」をめざして、平成19年度より実施

2 実施概要

学校・地域との協働により、地域行事へのボランティア参加や施設見学・体験を行う。(年5回程度)

[6年度の取組] 天王寺の歴史にふれよう！～豊臣秀吉と天王寺～ 令和6年5月19日(日) 参加者 60人

天王寺ミオのバックヤード探検ツアーや写真で学ぼう天王寺区の今昔 8月22日(木) 参加者 36人

防災学習をしよう！～自分の命を守るために～ 10月27日(日)

番外編活動：はーとふるフェスタでボランティアスタッフをしよう！ 11月23日(土)

クリスマスフェスタでボランティア活動をしよう！ 12月14日(土)

いろんな国の遊びを楽しもう！～留学生と国際交流～ 令和7年2月2日(日)

[6年度会員] 150人 (内訳：小学生99人、中学生32人、高校生19人) (6年度新規会員35人・5年度新規会員26人)



3 参加者の主な意見

自分がまだ知らない天王寺の歴史を知りたい／木でできたお寺の建物の造りに興味をもった／これからも文化を守る日本が初めて参加した万博や、日本の街を知ることができた／街の未来について誰かと想像することが新鮮だった

4 目標・達成状況

・目標：活動の趣旨(ボランティア等)が理解できた 70%以上 ・実績：85% (5年度：89% 4年度：100%)

5 次年度以降の方向性

・引き続き子どもたちの意見を今後の活動内容に反映し、未来の地域の担い手となるような主体性をもった子どもたちを育む。
・事業や運営への参画手法について検討を始めるとともに、支援者の体制強化の一環として関係者に幅広く情報提供を行う。
(今年度は現役PTAの方々に情報提供開始)

子どもの居場所等における学び・生活サポート事業 【対象:小・中学生】(6年度予算 109万円 (5年度 109万円))

1 目的

民間事業者や学校等と連携し、支援を要する子どもの学力向上と精神面の支援を行う「子どもの居場所」での学習支援・生活相談を行うサポーターの活動を支援する

2 実施概要

- ・居場所における「学び・生活サポーター」の派遣（上限895時間 1,100円/時間）
- ・「学び・生活サポーター」は、子どもの学習指導・精神面の支援に知識・経験のある者（大学生、教員・塾講師等経験者など）

3 区内子どもの居場所等におけるサポーター派遣状況等[7月末現在]

6年度 (5年度)

(1)� 啓林館わくわく学習教室（大道4丁目）	月2回不定期開催 17:00～18:30	派遣なし	(派遣なし)
(2)学習塾Sien（大道3丁目）	月曜・水曜 16:00～17:50	のべ8名8回	(のべ23名23回)
(3)寺子屋teller（下寺町2丁目）	月曜・水曜 16:00～17:50	のべ10名5回	(のべ22名11回)
(4)あじあーと（小橋町）	日曜 13:00～17:00	のべ19名13回	(派遣なし)
(5)みんなで学ぶ教室（堂ヶ芝2丁目）	水曜・土曜 18:00～20:00	派遣なし	(派遣なし)
(6)ともいき子ども塾（上本町5丁目）	第3月曜 16:00～18:30	派遣なし	(派遣なし)
(7)みんなの居場所アジハラベース（味原町）	毎週土曜日 14:00～16:00	派遣なし	(のべ22名22回)
(8)あっちゃんこども会（味原町）	第1日曜 13:00～15:00	のべ4名4回	(のべ12名12回)
(9)聖和こども学習会（勝山2丁目）	月1回第1土曜中心 14:30～16:30	のべ4名4回	(のべ9名9回)
(10)無料塾こみや（小宮町）	金曜 16:00～18:00	派遣なし	(派遣なし)
(11)こどもひろば（上本町8丁目）	月曜 18:00～20:00	派遣なし	(派遣なし)
(12)夕陽丘中学校（小宮町）	月曜・水曜 14:30～16:30	のべ7名7回	(のべ48名48回)
(13)味原小学校（味原町）	火～金曜 14:30～15:30	派遣なし	(のべ84名66回)
(14)聖和小学校（寺田町1丁目）	水曜 14:30～15:30	のべ12名12回	(のべ35名35回)
(15)桃陽小学校（堂ヶ芝1丁目）	火～金曜 14:30～15:30	のべ13名13回	(のべ20名20回)



[聖和こども学習会]



[ともいき子ども塾]



[無料塾こみや]

4 参加者の主な意見

答え合わせをして具体的に問題の解き方を教えてくれた／教え方が分かりやすかった／話を聞いてもらい共感してもらえた

5 目標・達成状況

- ・目標：サポートを受けて改善した（勉強が分かるようになった等） 70%以上 ・実績：勉強が分かるようになった 82%、話を聞いてもらってよかった 100%
(4年度 勉強が分かるようになった 100%、話を聞いてもらってよかった 100%)

6 次年度以降の方向性

民間が設置する居場所の周知とともに開設場所や学習支援等を行う事業者の連携を積極的に進め、支援を必要とする子どもの状況に応じた居場所での支援につなげる。

民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業 【対象:小学5・6年生、中学生】(6年度予算 4万円 (5年度 11万円))

1 目的

- ・小学5・6年生・中学生の基礎学力の向上・学習習慣の形成を図るため、各区で民間事業者を活用した課外学習を実施
- ・当区は「Z会グループによる天王寺塾」として、天王寺区民センターと天王寺区子ども・子育てプラザを会場に開講

2 実施概要 (実施事業者:(株)エデュケーションナルネットワーク (Z会グループ))

対 象: 区内在住の小学5・6年生(令和6年度より実施)・中学生
(※習い事・塾代助成カード使用可(令和6年10月よりいずれも所得制限なし))

場 所: 夕陽丘教室(区民センター) 月・木 小学生5・6年生 17:30~18:30
中 学 生 19:00~21:00
味原教室(子ども・子育てプラザ) 火・金 中 学 生 18:30~20:30

回 数: 週2回 小学5・6年生(30分×2コマ/日)、中学生(50分間×2コマ/1日)

授業内容: 講師1名対生徒5名以下の少人数指導

受講生ごとの習熟度に合わせた教材を使用

学習計画表とともに講師と二人三脚で学習

自習スペース・自主学習のための貸出教材あり

受講料: 小学5・6年生 月5,000円 中学生 月10,000円

7月現在参加生徒: 42人(小学5・6年 17人、中学生 25人(夕陽丘教室 17人、味原教室 8人))

[授業の様子]



3 参加者の主な意見[7月末現在]

- ・先生たちがアドバイスしてくれるのでとても分かりやすいです。・算数が良く分かるようになってすらすら解けるようになった。
- ・数学の求め方や英語の文法が分かるようになった。・授業でおいていかれずに積極的に授業に参加できるようになった。
- ・先生たちが親身になって教えてくれてとてもうれしかったです。

4 目標・達成状況

- ・目標: 参加前より学校の授業がわかるようになった 70%以上
- ・実績[7月末現在]: 97% (5年度 93%、4年度 94%)

5 当区の考え方

必要とする生徒が受講できるよう、学校と連携し事業の周知を行う。

防災教育の取組

1 各校の防災教育の取組への協力

学校が実施する児童生徒を対象にした防災教育に協力

(取組内容) 防災クイズ、紙皿・紙スリッパづくり、備蓄物資の紹介、防災講話（中学生対象）など

○ 6年度の取組（8月末時点）

天王寺小（9月20日 出前講座）

聖和小（10月 校庭キャンプ）

五条小（11月 校庭キャンプ）

【未開催】

大江小・生魂小・桃陽小・

味原小・真田山小

天王寺中・夕陽丘中・高津中



[中学生向け防災学習動画]



[防災学習(高津中学校)]

※小・中学生向けの動画教材を作成の上、区YouTubeチャンネルに掲載し、コロナ禍における防災教育の充実を図る

2 地域での防災の取組への協力

- ・地域の防災関係行事（子ども向け行事）：味原防災フェスタ（10月19日開催） 聖和防災ふえすた（10月27日開催）
- ・その他、各地域で実施する防災訓練

天王寺区教育会議開催要綱

制定 平成27年7月1日
直近改正 令和6年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、教育委員会事務局天王寺区担当教育次長（以下「区担当教育次長」という。）が、その所管に属する教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業（天王寺区長又は天王寺区シティ・マネージャーの所管に属する施策及び事業で、区担当教育次長の所管に属する施策及び事業と関連するものを含む。以下「所管施策等」という。）について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に關し意見を聴くための会議の設置及び運営に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(区政会議との関係)

第2条 区担当教育次長は、必要に応じ、会議において所管施策等に関する区政会議の委員の意見を報告し、又は会議における意見を区政会議において報告するなど、双方の会議における意見が相互に議論に反映されるよう配慮するものとする。

(委員)

第3条 天王寺区教育会議委員（以下「委員」という。）は、会議において所管施策等に關して意見を述べるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区担当教育次長が選定する。

- (1) 保護者（大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）に規定する本区の区域内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在籍する園児、児童又は生徒の親権を行う者をいう。）
- (2) 地域住民（本区の区域内に住所を有する者をいう。）
- (3) 区政会議の委員
- (4) 教育の振興に関する識見を有する者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区担当教育次長が適當と認める者

3 委員の選定方法は、区担当教育次長が別に定める。なお、委員の選定に当たっては、本区における教育の振興に識見を有する人材を含めるものとし、前項第1号及び第2号に掲げる者は、学校協議会（大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第9条第1項の規定により設置される協議会をいう。）の委員とする。

4 委員数は、25人程度とする。

5 委員が欠けたときは、区担当教育次長は新たに委員を選定することができる。

6 委員の任期（第1項に規定する業務を行う期間をいう。以下同じ。）は、選定の日から2年とする。

7 第5項の規定により新たに選定された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、連續して3回以上選定されることができない。

9 委員には、報奨金その他の業務の対価を支払わないものとする。

10 区担当教育次長は、次のいずれかに該当することとなったときは、委員を解任することができるものとする。

- (1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができないと区担当教育次長が認めるとき
- (2) 委員が会議の場において又は委員の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき

- ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為
 - イ 署名運動
 - ウ 寄付金その他の金品の募集又は配布
 - エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用
 - オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布
- (3) 第2項第1号及び第2号の規定により選定された委員が、本区民でなくなったとき又は学校協議会の委員でなくなったとき
- (4) 第2項第3号の規定により選定された委員が、区政会議の委員でなくなったとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区担当教育次長が認めるとき

(委員の意見を求める事項)

- 第4条 区担当教育次長が会議において委員の意見を求める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 所管施策等に関する計画及び方針に関する事項
 - (2) 所管施策等のうち主なもの実績及び成果の評価に関する事項
 - (3) 上記のほか、区担当教育次長が、所管施策等に関し必要と認める事項
- 2 区担当教育次長は、委員からの意見聴取の参考とするため、委員の意見を求める事項に識見の豊富な者を、関係人として出席を求めることができる。

(招集)

- 第5条 会議は、区担当教育次長が招集する。
- 2 区担当教育次長は、各年度において、少なくとも2回会議を開催するものとする。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、公開で行う。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

(会議内容の公表)

- 第7条 区担当教育次長は、会議の開催の都度、議事要旨を作成し、教育長に報告するとともに、ホームページに公表しなければならない。
- 2 前項の議事要旨には、次に掲げる事項を記載し、会議において配布された資料（以下「配布資料」という。）を添付するものとする。ただし、前条の規定により会議が公開されなかつたものについては、記載又は添付をしないものとする。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席した者の氏名
 - (3) 委員に意見を求めた事項及びその意見の内容

(庶務等)

- 第8条 会議の庶務は、天王寺区教育担当課長及びその所属員が処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、委員に意見を求めたうえで、区担当教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。